

「区分所有者の無関心も原因」

9割を過失相殺

Pickup

会計が着服 損害額を当時の役員に請求

昨年10月 東京高裁 善管注意義務違反認める

役員を着服による金銭被害、理事長にも賠償責任。会計担当役員を着服で多額の資金を失った管理組合が「預金通帳の確認などを行ってれば被害の発生を回避できたのに、通帳を提示するよう求めず横領行為を見逃してきた」などとして、当時の理事長と副理事長、会計監査担当役員に対し、善管注意義務違反に基づく損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が昨年10月1日、東京高裁であった。高世三郎裁判長は副理事長を除く2人の善管注意義務違反を認め、一審判決を支持し、理事長と会計監査担当役員に連帯して464万1300円を支払うよう命じる判決を言い渡している。当時の役員が着服に加担した事実は全くないが、理事長や監査の職責が問われた結果になった。判決は確定している。

要があった、と指摘し、副理事長は「理事長を補佐する立場として理事長同様の監督義務があつた」として責任を追及している。

理事長らは「預金通帳まで照合する取り決めや慣行はなかった」「役員はなり手不足に加え、総会出席者もほとんどいないなど居住者が管理組合運営に無関心だった」「着服の発覚は偶然で、責任を押し付けた」と主張した。

「役員はなり手不足に加え、総会出席者もほとんどいないなど居住者が管理組合運営に無関心だった」「着服の発覚は偶然で、責任を押し付けた」と主張した。

裁判資料によれば、原告は東京都世田谷区マンション管理組合。マンシヨンは1970年代の建設で戸数は40弱。着服を行っていた会計担当は94年に役員に就任。以後一貫して会計担当を務めていた。着服期間は98年2月から07年9月までと10年近く及び、管理組合の調べでは、着服の総額は1億円以上。着服期間中に一部弁済も行っており、被害額は約5489万円と計算している。

464万円の支払い命令

「通帳確認の有無」重視

印鑑、通帳は会計担当が所持していた。着服が発覚した2007年までは自主管理だったため、収支報告書の作成など会計業務の一助に任せ、被害金額約5489万円に加え、

3年の実刑判決を受けた。すでに刑期を終え、出所している。管理組合はまず、会計担当に損害賠償を求めて提訴した。被害金額約5489万円に加え、

昨年3月の東京地裁判決では、理事長、会計監査担当役員に併せて「会計担当が適切に業務を行うよう監督する義務がなかった」と主張していた。具体的には自ら預金通帳と収支報告書を照合して残高を確認するが、会計監査にこうした作業を行わせる必要

としなかった点について注意義務違反があつた、と認定。理事長に対しては、会計業務を担当に委託し、会計監査が監査を行っていたとしても、規約で理事長が収支報告をすべき責任者に定められている点から「収支報告書を確認・点検して会計業務が適切に行われていたことを確認すべき義務があつた」と指摘。通帳の残高を確認せず、適正な監査が行われていないかどうかの確認も点などから、注意義務違反を認めたとした。

【より適正な監査めざして】

理事長や監査の職責(善管注意義務)についての判例
平成27年10月、東京高裁判決(マンション管理新聞から抜粋)